

現場に広がる 誤解や戸惑い

まで目を通さないと理解できない。もう少し分かりやすく説明できないのか、報酬改定のたびに痛感する。

同時に、末期がん患者以外にも適用可能としても、算定要件には、特定施設で療養を行っている通院困難な者の同意を得て、計画的な医学管理の下に月2回以上の定期的な訪問診療を行っている場合」とある。医師1人の診療所で、通常の外来患者を受け付けながら入居者50人に月2回以上の訪問診療を誠実に実行できるのか。そう考えると常識問題にも思える。

高額医療費算定の矛盾

4月から約1300万人が民族大移動のように後期高齢者医療制度へ引越した。その後は75歳の誕生日を迎えると次々に加入していく。

病院のソーシャルワーカーたちが困っているのは、その際の高額医療費支給制度の扱いである。

たとえば、誕生日の5月15日に市町村国保からかわった場合、手術などで14日までに医療費が50万円かかった自己負担は一般所得者で1割の5万円だが、上限の4万4400円で済む。15

後期高齢者医療制度はどうにも評判が悪い。独自に設けられた診療報酬などについても正確な情報が伝わらず、患者はもちろん専門職まで戸惑う。

入居者全員から1人3万円？

特別養護老人ホーム、有料老人ホームなどに外部からの医療サービス提供を進める一環で、特定施設入所時等医学総合管理料」が新設された。

報酬は、在宅療養支援診療所・同病院で処方せん交付の場合は月額3万

円、処方せん交付なしで同3万3000円(それ以外の診療所・病院は1万5000円と1万8000円)。

ある特別養護老人ホームで、囑託医から「入居者全員を医学総合管理料の対象にしたい」と打診された、と聞く。在宅療養支援診療所がたとえば定員50人全員に適用すれば、しめて月額150万円。

しかし、この医学管理料は、末期がん患者」に限定されている。百科事典並みの報酬改定表を読んだうえ、通知類

日以降は後期高齢者医療制度へ移ったものの再手術を受け、さらに50万円かかった(同)。

こんなケースはどうなるか。

両制度で使った医療費を合計して高額医療費の上限を適用する仕組みにはなっていない。患者は両制度に各4万4400円を払う。通常の倍額になるのだから、確かに患者・家族にはどうにも説明しにくい。とりわけ低所得者にとっては切実な二重取りである(表参照)。

ちなみに既存の保険制度間でも被保険者の移動期にぶつかると同じ矛盾が生じている。診療報酬請求の電子化を進めながら是正を図るべき課題だ。

高齢者担当医の資格とは？

原則75歳以上を対象とする独立制度になって、診療報酬も独自の体系・内容を自由に盛り込める。代表例の1つが、後期高齢者診療料(月額6000円)である。

高血圧、糖尿病、高脂血症、不整脈などの慢性病患者を対象に患者の同意を得て算定できる。

開業医が患者に「あなたはインスリ

表 70歳以上の自己負担限度額(高額医療費支給制度)

限度額	月額 の 医療費	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	4万4400円	8万100円+(医療費-26万7000円)×1% (多数月該当は4万4400円)
一般	1万2000円	4万4400円
低所得者	II	2万4600円
	I (年収80万円以下)	1万5000円

ン投与で費用がかかるから、こんな制度を使ってはだめですよ」と論ず。そんな場面が某民放テレビで放映されていた。

包括払いの対象は医学管理、検査、画像診断、処置で、薬や注射は含まれない。医師側は先刻ご承知のはずだが、こんな発言に患者・家族たちは惑わされる。

当然ながら病状の急性増悪期に実施した検査、画像診断および処置のうち5500円以上かかった医療行為は別に請求できる。それにしても病状はいつ悪化するか、分からない。月の途中

でも、この診療料自体を中止して出来高払いに切り換えられるのか。

正解は、翌月まで待って出来高に切り換える。

この程度は常識的に判断できるのだが、もともと研修を受けた「高齢者担当医」を条件に設ける包括払いのほずだった。

長年にわたり在宅医療・地域医療に取り組む医師にとっては、いままら研修でもないだろう。しかし、大半の開業医は診療所で患者を待つだけの現状ではないか。

日本医師会の反発で、認知症サポート医養成研修等の受講が条件になったが、受講の確認方法もあいまいなまま見切り発車された。

厚生労働省がこの種の研修まで一律に押しつける必要性はないのかも知れない。その代わり、日本医師会が自主的に「かかりつけ医」にふさわしい知見や技術の取得機会を設け、患者・家族向けに公表・推薦してほしい。

宮武 剛(みやたけこう)

早稲田大学政経学部卒。毎日新聞社・論説副委員長、埼玉県立大学教授を経て、現在、目白大学教授。近著に「介護保険の再出発 医療を変える・福祉も変わる」(保健同人社)。